## 商品概要説明書

住宅ローン (一般型)

(2024年4月1日現在)

商品名	住宅ローン(一般型)
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	〇お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。
	なお、最終償還時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同
	居予定の18歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能と なります。
	○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は過去
	2年分の税引前所得とします。)。
	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○団体信用生命共済(保険)に加入できる方。
	〇当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対
	象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
	①住宅の新築・購入(中古住宅含む)。
	②土地の購入 (5年以内に新築し、居住する予定があること。)。
	③住宅の増改築・改装・補修。
	<ul><li>④他金融機関から借入中の住宅資金の借換および借換とあわせた増改築・</li></ul>
	改装・補修
	⑤上記①~④の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等
	の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」という。)
	⑥上記①~⑤に付随して発生する一切の費用
借入金額	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1万円単位とします。
	ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引
	前所得) に対する割合が当JAの定める範囲内であり、原則として自己資金
	額が所要資金の 20%以上であることとします。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加 
	算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額につい
	ては、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目
	的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下としま   、
	す。
	なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JA
	の融資窓口へお問い合わせください。

<ul> <li>○据置期間を含め3年以上50年以内とし、1年単位とします。</li> <li>○居置期間は、初回ご融資日から1年後までの範囲内とします。</li> <li>○ただし、他金融機関から借入中の住宅資金の借換の場合、借入期間は原則として現在お借入中の住宅資金の残存期間内とし、据置期間の設定はできません。</li> <li>○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li> <li>○次のいずれかよりご選択いただけます。</li> <li>【固定変動選択型】</li> <li>当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範</li> </ul>
<ul> <li>○ただし、他金融機関から借入中の住宅資金の借換の場合、借入期間は原則として現在お借入中の住宅資金の残存期間内とし、据置期間の設定はできません。</li> <li>○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li> <li>○次のいずれかよりご選択いただけます。</li> <li>【固定変動選択型】</li> <li>当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</li> <li>固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範</li> </ul>
世入期間 して現在お借入中の住宅資金の残存期間内とし、据置期間の設定はできません。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
借入期間  せん。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
おける貸付期間の範囲内とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。  ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。  ○次のいずれかよりご選択いただけます。  【固定変動選択型】  当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。  固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
の融資窓口へお問い合わせください。  ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】  当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
す。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択 することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択 することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範
囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があり
ます。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がな
い場合は、変動金利に切替わります。
【変動金利型】
お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライ
ムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適
用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、
借入利率 次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート)が年0.5%以上乖
離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきま
す。
お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプラ
イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌
日より適用利率を変更いたします。
【固定金利型】
お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライ
ムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適
用利率を変更いたします。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わ
せください。
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方
返済方法  法)とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、
- $        -$
特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済

	Г							
	1万円単位で	す。) のい	ずれかをこ	ご選択いた	だけます。	D.		
	○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があっ							
	でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日							
	を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日							
	の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて第							
	出し直し、以	降も基準日	を5回経済	過するごと	に同様の	見直しを行	います。変	
	更後のご返済	額は変更前	前のご返済	額の 1.25	倍を上限	といたしま	すが、当初	
	のお借入期間	が満了して	ても未返済	残高がある	る場合は、	原則とし	て最終期日	
	に一括返済し	ていただき	きます。					
	○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方としま							
	す。) に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。							
	○借地上の建物などの場合には、当JAが指定する保証機関所定の審査基準							
担保	により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)に							
	ご加入のうえ、火災共済(保険)金請求権に第 1 順位の質権を設定させて							
	こ加入のうえ、久及共角(休阪)金韻水権に第 1 順位の負権を改足させていただくことがございます。							
	○当JAが指定				基金協会	 ) の保証を	<u></u>	
保証人	-					) •> P(HIL C	C/13/13 / /C	
	だきますので、原則として保証人は不要です。 〇一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。							
	①一括払い							
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。							
	【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料(例)】 貸付金利 2.0%、保証料 0.20%の場合							
			1	ı	0.E. /T:	40 Æ	Γ0 /T:	
保証料	お借入期間	10年	20年	30年	35 年	40 年	50 年	
	保証料	83, 535	140, 550	180, 306	195, 529	208, 357	228, 347	
	(円)							
	②分割払い							
	約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。							
	○なお、保証料率は年 0.10%~0.30%です。							
	○別途、30,000円の一律保証料をお支払いいただきます。							
	○当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただきます。							
	なお、共済(保険)掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用							
	生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなり							
	ます <u>。</u>							
団体信用生命共済	団体信用生命共済(保険)名					加算利率		
	団体信用生命共済 (特約なし)				:	なし		
(保険)	長期継続入院特約付団体信用生命共済					取扱いなし		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済					年0.10%		
	団体信用生命共済(連生)					年0.10%		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)					年0.20	%	
	がん保障	がん保障特約付団体信用生命保険					%	

	がん保障特約付団体信用生命保険(連生) 年0.20%						
	団体信用生命保険(ワイド) 年0.20%						
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.3%						
手数料	<ul> <li>○ご融資の際、当JAに対して 22,000~110,000 円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</li> <li>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</li> <li>①全額繰上返済の場合…11,000 円 (3 年未満の経過)… 5,500 円 (3 年以上 5 年未満の経過)… 2,200 円 (5 年以上 7 年未満の経過)… 無料 (7 年以上の経過)</li> <li>②一部繰上返済の場合…5,500 円 (JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は 0 円)</li> <li>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。</li> <li>○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 5,500円の取扱手数料(消費税等含む。)が必要です。</li> </ul>						
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A本支店または金融共済部(電話:023-624-8269)にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J Aバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。)東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会の裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会・第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法も						

	あります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム
	等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり
	ません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお
	問い合わせください。
	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所
	定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかね
	る場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残
	高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみにつ
	いて計算し表示いたします。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金
	   が含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可
その他	能性があります。
- ,_	○抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。
	○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお
	問い合わせください。
	○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済
	された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみ
	なされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署
	にお問い合わせください。

## JAやまがた

- (注) 1 借入利率は、「固定変動選択型」、「変動金利型」、「固定金利型」の計3種類から選択します。 また、「固定変動選択型」における固定特約期間は、「3、5、10年」の計3種類から選択します。 ます。
  - 2 返済方法は、「元金均等返済」、「元利均等返済」の計2種類から選択します。 また、「毎月返済方式」、「年2回返済方式」、「特定月増額返済方式」の計3種類から選択しま す。